税制のEBPMに関する専門家会合（第８回）終了後の記者会見議事録
日　時：令和８年10月９日（金）17時42分～
場　所：財務省第３特別会議室

〇事務局

本日、EBPM会合で事業承継税制をテーマに御議論いただいたところでございます。事務局からは、事業承継税制の概要、またその政策効果、適用案件における税負担の状況、また資産管理会社の適用実態について御説明したところでございます。

中小企業庁から、事業承継税制の効果分析、またオブザーバー参加といたしまして日本商工会議所、日本税理士会連合会の御参画をいただきまして、それぞれ事業承継税制についての御意見を賜ったところでございます。

その後、委員間で意見交換、質疑が行われましたので、質問ございましたら、こちらでお答えさせていただきたいと思います。

冒頭、以上でございます。

〇記者

財務省が出されていた資料の中で、今回のEBPMに当たって新しく出された資料を改めて教えていただきたいです。

〇事務局

基本的には、資料（証８－１）のうち、分析としてお示ししているものは初めて出した資料だと思っておりまして、例えば７ページ目における適用状況について、こちらは株式の価額に応じてどのぐらいの相続件数があって、事業承継税制の適用割合がどの程度あるのかといったことは初めて示したものだと思っております。

10ページ目や11ページ目は、どちらかというと中小企業庁や東京商工リサーチ、日本政策金融公庫の資料ですので、初出というよりかは第三者が分析されたものを使って示したものです。

それ以降、12ページ目から、事業承継の形態が企業の成長に与える影響や雇用確保要件、また後継者の保有株式割合、親族内承継をめぐる学術面の議論といったようなところは初めてお示しする資料だと思いますし、17ページ目以降の後継者の相続財産と納付税額の軽減効果、また相続税の負担能力といった点については新規資料といったことになろうかと思います。

〇記者

今後についてなのですけれども、令和９年度末に適用期限を迎えるということで、この年末の税制改正のプロセスの中で議論されていくと思うのですが、政府税調としての今後の進め方や税制改正の議論で今後どう持っていくなど、その辺りをお伺いしたいです。

〇事務局

政府税調において、今後年末に向けて再度この事業承継税制について議論する機会は恐らくないのかなとは思っております。本日の説明の中でも与党税制改正大綱の記載を説明しましたけれども、令和９年度に結論を得るために、大きく分けて２つの面からの検討の視点が示されていると考えております。そのうち、本日は本措置の適用状況や課税の公平性の検討に資する資料をお示しして、政府税調の方から御意見をいただきました。また与党の税調プロセスが、通常であれば来月以降、始まっていくことになりますので、ここで出た意見も御提示しながら、片や一方、事業承継税制については世代交代の停滞に対する対応や地域経済の活力をどう維持していくのか、そういった視点も与党税制改正大綱で示されておりますので、そういったことも含めて与党の税制改正プロセスで今後議論がされていくと考えております。

〇記者

今日の議論の中では、国税庁が出されていた非上場株の相続評価に関する見直しに関する議論というところを踏まえた意見というのはあまりなかったのかなと思うのですが、事業承継税制と片山大臣が一緒になって議論していくみたいな話をされていたと思うのですけれども、それを踏まえて今後どう議論を進めていくのかというところ、決まっている範囲で教えてください。

〇事務局

今週の水曜日、財務大臣、また総理からも、代表質問の中で答弁があったと思いますが、評価の見直しについても税制改正プロセスの中で議論されていくことになりますし、私が担当しております事業承継税制についても令和９年度に結論を得るとされておりますので、当然税制改正プロセスで議論していくことになろうかと思います。

それをどのように扱っていただくかというのは与党でお決めになることですので、私から申し上げるのは僭越かなと思います。財務大臣も閣議後会見でおっしゃったと思いますが、中小企業の経営者にとって事業承継を考えるときに、評価の在り方と事業承継税制は両方関与してくるという観点からは、それを併せてというか、その両方について関心があって、それについて議論していかなければいけないという視点は当然出てくるのだろうとは思っております。

また、本日の会合におきましては、そもそも事業承継税制を議論する会合でありますので評価の話はほとんど出ませんでしたし、本日出た意見を御紹介すると、大きく２つ出ていたと思います。一つは評価の見直しと税制というのは別物なので、そこは分けて考えるべきではないかといった御意見が出ておりました。もう一人の先生からは、資産の評価というのは、国税庁も色々検討されておりますが、それはそれで合理的なものではないかといったような御発言がありましたが、それを事業承継税制と絡めてどうするべきかといった議論は本日の議論にもなかったと思いますし、これからの議論においてもどのように扱っていくかというのは、最初の御説明に戻りますけれども与党の御議論の中で決まっていくものだと受け止めております。

〇記者

まず過去のことを教えてください。今日の財務省資料の８ページ目ですが、令和７年度与党税制改正大綱、自民と公明のときは延長しないと書いていたのが、令和８年度の自民と維新になって書きぶりが変わったというのは、どういう議論の経緯があったかというのを教えていただいてよろしいですか。

〇事務局

こちらは与党の大綱ですので、我々がどこまで解説というか説明するというのはおこがましいところもありますが、この２つの記載、特に相反するものとは受け止めておりません。令和７年度与党税制改正大綱においては、特例措置の適用期限は延長しないと書いております。令和８年度与党税制改正大綱は、適用期限到来後の在り方、要するに特例措置が適用期限を迎えた後にどのような税制をつくるかについては、先ほど申し上げた２つの大きな視点から検討して、何かしら結論を得ようということが書かれているだけですので、特例措置を別に継続するとも書いていませんし、やめて何もないとも書いておりませんし、他のことを考えるのかみたいなことも書いていない。全ての可能性を含んでいる書きぶりだと思っておりますので、適用期限は延長しないといったことと、その後の在り方をどうするかということを検討していきますということは特に矛盾する記載ではないと受け止めています。

〇記者

その上で、財務大臣はこの前の閣議後会見でも、頑張る中小企業にというのは、ある意味、財務大臣のメッセージとしては、期限到来後も制度としては存続するというように一般的には受け止めるのではないかなと思いますが、その場合にオプションとしては、期限到来後に廃止するか、延長するか、制度を変えてパーセントを変えるとか対象を変えるとかして、与党税調の中ではまた新たにというオプションになってくるのでしょうか。

〇事務局

与党税制改正大綱で決まっていることは、論理的にはその大きく分けて３つの方向性しかないと思いますが、財務大臣がおっしゃっておられるのは、中小企業の円滑な事業承継、世代交代にきちんと資するように検討を進めていくといった御趣旨だったと思いますが、それを進めるための措置の在り方がどういう形になるかというのは、年末の税制改正プロセスで御議論いただくことでありますので、現時点でどういった形になるかということは今申し上げられないということで、これからの検討だということだと思います。

〇記者

数字の確認なのですが、今日御説明があったような租特の見直しの大きな流れがあると思いますが、数字のインパクトについて、資料６ページ目が実績ということで考えてよろしいのでしょうか。いわゆる租特としての適用件数と額ということでよろし

いでしょうか。

〇事務局

おっしゃるとおりでございます。左側の赤色の系統で塗っているのは件数でありますし、右側に書いているのは猶予税額の適用対象として各年度猶予された税額の数字でございます。

〇記者

今回財務省が示された資料で、資産管理会社の例があったと思うのですが、これは今回初めて示されたのですか。

〇事務局

事業承継税制を政府税調などで扱う機会があまりないので、資料としてなかなかお示ししたことはないと思いますが、少なくとも世の中に示されていた資料としては、22ページ目、これ自体ではないですけれども、平成29年に会計検査院から資産管理会社で例外要件を満たすことで事業承継税制の適用を受けているけれども、それは本当に必要最小限なのでしょうかといったことは今まで言われていたことでございますので、こちらについてはそこまで新規性がある話ではないかなと思います。

それ以外については、お示しする機会はなかったと思いますが、いわゆる制度概要のようなものでございますので、一般的な説明の資料というように受け取っていただければと思います。

〇記者

本日、中小企業庁や日本商工会議所も色々資料を示されていたと思うのですが、資料のデータ自体は前から示されているものなのかなと思ったのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

〇事務局

これは我々からどのように御説明するというか、それぞれ中小企業庁や日本商工会議所に聞いていただければと思いますが、我々の受け止めとしては、中小企業庁の資料については、中小企業庁において中小企業の親族内承継に関する検討会というのが昨年ぐらいからずっと走っておりまして、そこにおける検討の中で示された分析が基本的に多いかと思っておりますし、今回の租特の見直しに当たって自己点検されていた資料が示されたものと思っております。それを通じて中小企業庁からは彼らの視点に立ってEBPMの観点から分析した資料をお示ししていただいたものと思っております。

日本商工会議所の資料ですけれども、当然会員企業がたくさんいらっしゃいますので、そういったアンケート結果を用いて、EBPMの観点から色々なケース、データをお示しいただいているものと受け止めています。

〇記者

事業承継税制の政策目的で、生産性の向上に限ってお伺いしたいのですけれども、中小企業庁は資料（証８－２）の７ページ目が一番分かりやすく、事業の発展・成長と

活用の有無というのが、一応相関関係があると示していました。それに対して委員の方々は、因果関係といいますか、前後、どっちが前でどっちが後なのかのような議論もありました。これに対応する財務省のデータを今回の資料で示すとしたら、11ページ目のアンケート調査で会社の経営がよくなったが８％にとどまっていたという点が、これに対応するのかなと思うのですけれども、財務省資料の７ページ目なども含めて、これに対する視座みたいなものはありますか。

〇事務局

生産性向上の部分で言いますと、まず定性的には、そもそも我々の分析ではありませんけれども、御指摘いただいた中小企業庁が実施したアンケート結果が一つだと思います。また、これも我々の分析ではありませんけれども、経営パフォーマンスをニアリーイコール生産性向上と捉えていただくのであれば、15ページ目でお示しした親族内承継と企業業績等をめぐる学術面の議論を御紹介させていただきました。本税制は同族経営を基本的に促進する、優遇する税制になっておりますけれども、それを本当にやっていった場合、この実証研究から示唆されることは、必ずしも経営パフォーマンスを上げない、ニアリーイコールですけれども、生産性向上に必ずしも資することもないのではないかといった視点はお示しさせていただいているのかなと思います。

事業承継税制を使った場合と使っていない場合という分類ではありませんけれども、12ページ目においては、中小企業庁の資料にも出ていましたし、日本商工会議所の資料にも出ていたと思いますが、これも見方はどちらもあると思いますが、贈与形態のときに、いわゆる経営パフォーマンスがよかったから、生産性が高かったから事業承継が行われたのか、それとも事業承継をしたから生産性が上がったのか、因果関係はなかなか読み取れませんよねといったことについては、我々としても12ページ目の方でお示ししたのかなと考えております。

〇記者

資料（証８－１）、７ページ目の適用状況の〇の２つ目、株式価額が高いほど適用割合が高いという、ファクトで書いてあるとおりだと思うのですけれども、このデータの評価といいますか、どう切ればいいのかみたいなのがいまいち整理できていなくて、これから言えることはつまりどういうことでしょうか。

〇事務局

７ページの解釈は人それぞれだと思いますけれども、株式価額が低ければ相続税の基礎控除、3,000万円＋法定相続人数×600万円というのがありますけれども、7,000万円であれば若干足が出ますけれども、基礎控除等を使えばそんなにたくさんの相続税額が必要ではない。そういったことを背景に、同族会社の株式を承継するときにおいても、やはり低いところはあまり事業承継税制の必要性が高くないといったことが示されたと思っています。

それをフラットに見ますと、株式の価額が上がるにつれて当然この税制の適用を受

けずに相続税の課税を受けることになるとそれなりの納税資金、相続税額が必要になってくるということでございますので、事業承継税制を活用する意義が出てくるので、そういった層に広く使われているといったことが見てとれるということであります。

〇記者

ありがとうございます。

〇事務局

今日はあまり意見が出ませんでしたけれども、財務省の解釈というよりも、ある委員はこれを御覧になられて、非上場株ではあるけれども、それなりに価値の高いところに使われている税制、要するに価格が高いものに使われている税制ということであれば、本日の議論でも事業承継はいいにしても資産承継であってはならないという議論がありました。要するにそういう富裕層を特に優遇しているような税制にも見えると。土居特別委員が御指摘されていたように、法人と個人で違うとか、そういったところも本当は見なければいけないと思いますけれども、そういうふうに解釈される先生もいらっしゃったとは思います。

〇記者

私の理解だと、相続税は本来は格差の固定化を防ぐというか、そういう原則がある中で、それから若干逸脱してでも優遇するほどの意味があるのか的なニュアンスというのも感じ取ったのですけれども、その理解でよろしいでしょうか。

〇事務局

この資料に基づいてそういう議論がなされたわけではありませんけれども、多くの委員の方からは、これだけの特例、相続税の原則からある種逸脱する税制でありますので、正の外部性がなければこの税制を正当化できないのではないか、そういった御議論があったので、政策目的ですとか、それに対応する要件設定で事後検証みたいなことが必要だといった議論がなされたと受け止めています。

［閉会］